

業 務 等 回 答 書

提出日：令和7年5月16日

発注機関名	農政部農村振興課	公 告 日	令和7年5月9日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和7年度地域計画調査分析業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容	<p>質問1 「過去5年以内に、同種又は類似の実績を有すること。」とあるが、地域計画策定に係るデータ入力を実績としてよいか。</p> <p>質問2 委託者から地域計画のデータ提供を受けられるか</p> <p>質問3 「計画本体の分析」は、437計画が分析対象という認識でよいか。</p> <p>質問4 「現地聞き取り及びアンケート調査等」は77市町村が対象か。</p> <p>質問5 「アンケート調査等」で想定している設問数とページ数はあるか。</p> <p>質問6 「守るべき農地」がどのような観点で定められているかについて分析」とある。各市町村の地域計画は「守るべき農地」についての統一された定義や認識で策定されているのか。</p> <p>質問7 「守るべき農地」について、統一された定義や認識がない場合、「守るべき農地が」どのような観点で定められているか」について、どのように分析すればよいか。</p> <p>質問8 「「守るべき農地」が地域計画の取組みを通じて明らかになるためにどうすればよいか提案する。」とあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>		

回 答	<p>回答1</p> <p>本業務の内容は、調査分析であるため、単純なデータ入力のみの場合は、実績として認められません。</p> <p>回答2</p> <p>個人情報等に配慮した上で提供することを検討しています。</p> <p>回答3</p> <p>そのとおりです。</p> <p>ただし、本県農業の実情や地域特性などを考慮した上で地域、経営作目等がまんべんなく含まれるように実施する場合は、当課と事前打ち合わせを行った上で対象市町村を77市町村以下とすることも可能です。</p> <p>回答4</p> <p>そのとおりです。</p> <p>回答5</p> <p>設問の内容及び数並びにページ数については、当課と受託者との事前打ち合わせにより決定します。</p> <p>回答6</p> <p>国、県及び市町村で「守るべき農地」について、法的あるいはそれに準ずる形での用語の定義はありません。</p> <p>回答7</p> <p>「守るべき農地」は、「地域計画区域内の農用地」あるいは、「目標地図」が作成されている農地と同義あるいはそのなかに含まれていると考えられます。</p> <p>個別の地域計画の分析や同一市町村あるいは他の市町村の地域計画との比較などは「守るべき農地」を明らかにする一手法と考えられます。</p> <p>企画提案の際には、効果的と思われる手法について御提案ください。</p> <p>回答8</p> <p>地域計画は、地域の実情などを踏まえ適時見直しを行うこととされています。その取組み過程で当初想定していた「守るべき農地」の認識や枠組みに変化が生じることもあると考えています。</p> <p>認識や枠組みが変わっても当初と比較して変わらない部分については、「守るべき農地」の中でも特に重要な箇所であると考えられるため、この点を浮き彫りとするための具体的方法について提案してください。</p>
-----	--